

制定 平成 24 年 9 月 26 日 原規広発第 120926001 号 原子力規制委員会決定

原子力規制委員会議事運営要領（原規広発第 120919005 号）の一部を以下の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は平成 24 年 9 月 26 日から施行する。

旧規程	新規程
<p>原子力規制委員会設置法第二十八条の規定に基づき、同法第十条第一項から第三項までの原子力規制委員会の議事の運営の要領について、次のように定める。</p> <p style="text-align: center;">原子力規制委員会 公印</p> <p style="text-align: center;">原子力規制委員会議事運営要領</p> <p>第一条 (略)</p> <p>第二条 (略)</p> <p><u>(書面による議決)</u></p> <p><u>第三条 委員長は、事案の内容が軽微なものについては、事案の内容を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、3 人以上の賛成をもって委員会の決定とすることができる。</u></p> <p><u>第四条から第十条</u> (略)</p>	<p>原子力規制委員会設置法第二十八条の規定に基づき、同法第十条第一項から第三項までの原子力規制委員会の議事の運営の要領について、次のように定める。</p> <p style="text-align: center;">原子力規制委員会 公印</p> <p style="text-align: center;">原子力規制委員会議事運営要領</p> <p>第一条 (略)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>第三条から第九条 (略)</p>